

## 綾瀬市市税還付加算金相当額支払要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市税の過誤納金の還付又は充当処分の際に加算する還付加算金のうち、地方税法の規定により還付することができない還付加算金に相当する額(以下「加算不能過納金」という。)について、還付加算金相当額を支払うことで納税者の救済を図り行政に対する信頼を回復することを目的とする。

### (支出の根拠)

第2条 還付加算金相当額は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2に基づき支出する。

2 還付加算金相当額の支出科目は、償還金利子及び割引料とする。

### (支払の対象及び金額)

第3条 還付加算金相当額の対象は、還付処分において、地方税法第17条の4第1項1号を適用して還付加算金の計算が行われるべきところ、地方税法第17条の4第1項3号を適用して還付加算金の計算が行われたものの、当該還付加算金の差額とする。

### (支払対象者)

第4条 支払対象者は、第3条の還付処分を受けた者で、平成26年1月9日から5年間遡及するまでの間に当該還付処分の通知が送達された納税者とする。

### (還付加算金相当額の支払)

第5条 市長は、加算不能過納金を確認された場合には、当該還付処分の対象となった納税者に対し還付加算金相当額を支払う。

2 市長は、当該還付処分の対象となった納税者の市税に関する権利、義務を相続している者がいる場合には、相続人に還付加算金相当額を支払う。

### (充当)

第6条 還付加算金相当額の支払対象者に納付し、又は納入すべきこととなった徴収金があるときは、還付加算金相当額をその徴収金に充当する。

### (委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。